

国保だより

平成28年度の国保税の税率等を改定します。

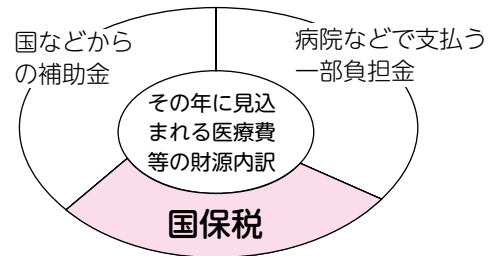
～被保険者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします～

長崎市の国保においては、医療費が増加している一方で、被保険者数の減少等により国保税収入が年々減少しており、今後、収支の不足が見込まれています。国保財政を運営していくためには、国保税の税率等を変更し、国保税の収入を増やす必要があります。このため、平成28年度から国保税の税率等を改定せざるを得なくなりました。

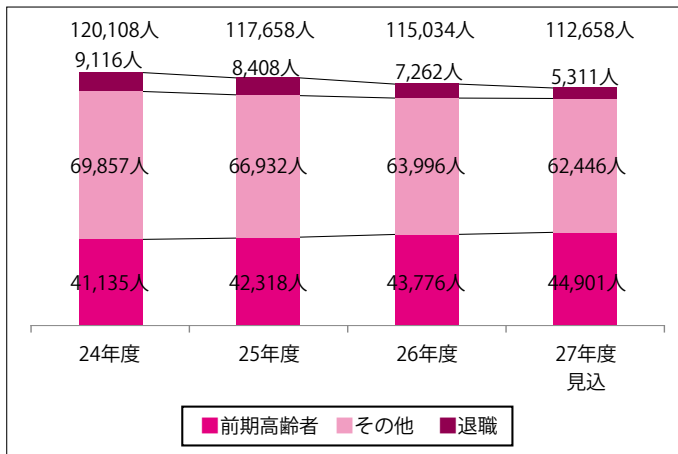
被保険者の皆様には、ご負担をお願いすることになりますが、今後とも皆様が安心して医療を受けられるよう、安定した国保財政を運営していくため、ご理解とご協力をお願いいたします。

(1) 国保税とは

その年に見込まれる医療費等の総額から、被保険者の皆様が病院などで支払う一部負担金や、国などからの補助金を差し引いた残りが、必要な国保税の総額となります。この総額を、その年に見込まれる所得や被保険者数等で割って、税率等を計算します。



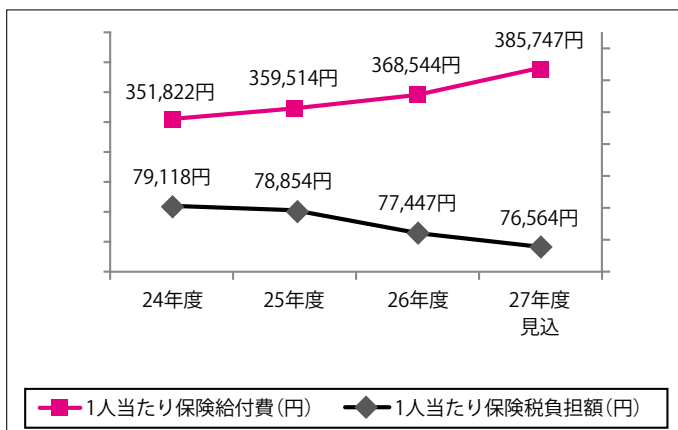
(2) 長崎市国保の現状



○被保険者数の推移

被保険者数は、人口減少や高齢化に伴う後期高齢者医療制度への移行などの影響で、年々減少しています。

一方で、被保険者のうち65歳以上75歳未満の前期高齢者は年々増加しており、高齢化が進行しています。



○保険給付費と国保税の推移

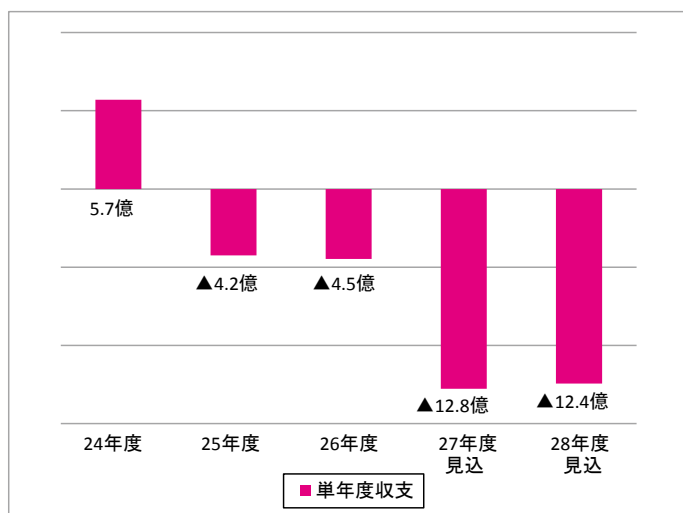
高齢化に伴う前期高齢者の増加や医療の高度化などにより医療費が増加している影響で、1人当たりの保険給付費（医療費の国保負担部分）は年々増加しています。

一方で、被保険者数の減少等の影響で、1人当たり国保税負担額は年々減少しています。

○国保の財政状況

保険給付費が年々増加している一方で、国保税収入が年々減少しているため、国保の財政状況は悪化しています。

国保特別会計の収支は、平成24年度までは黒字でしたが、25年度、26年度と4億円を超える赤字となっています。また、27年度においては医療費が急激に増加しているため12億円を超える赤字が見込まれ、さらに税率等を改定しなかった場合、28年度においても12億円を超える赤字が見込まれます。



(3) 税率等の改定

改定内容

税率等の改定内容は以下のとおりです。

(ア) 基礎課税分 ※変更なし

		現 行	改定後
税率等	所得割	8.10 %	8.10 %
	均等割	24,800 円	24,800 円
	平等割	18,400 円	18,400 円

(ウ) 介護納付金分 ※変更なし

		現 行	改定後
税率等	所得割	2.30 %	2.30 %
	均等割	8,700 円	8,700 円
	平等割	4,900 円	4,900 円

(イ) 後期高齢者支援金等分

		現 行	改定後
税率等	所得割	1.50 %	3.00 %
	均等割	4,800 円	9,500 円
	平等割	3,500 円	6,900 円

(エ) 合計

		現 行	改定後
税率等	所得割	11.90 %	13.40 %
	均等割	38,300 円	43,000 円
	平等割	26,800 円	30,200 円

国保税負担額

平成28年度の国保税負担額を、現行と改定後の税率等で試算し、1人当たり、1世帯当たり平均した金額で比較すると、以下のとおりとなります。

	現 行 (A)	改定後 (B)	差 (B) - (A)
1人当たり国保税負担額	76,329 円	86,736 円	10,407 円
1世帯当たり国保税負担額	119,317 円	135,585 円	16,268 円

税率等の改定にあたって

平成28年度に本来必要となる国保税の総額に基づいて税率等を試算した場合、あまりにも急激な負担増となってしまうことから、被保険者の皆様のご負担を少しでも軽減するため、今回の税率等の改定にあたっては、一般会計からの繰入を実施します。

国保財政についてのお問い合わせは 国民健康保険課 管理係 (☎095-829-1225) まで

平成28年度の国民健康保険税の納税通知書は、6月中旬に発送する予定です

(4) 平成28年度の国保税の計算方法

年税額	所得割額	均等割額	平等割額
基礎課税額 (課税限度額54万円)	課税標準額 ×8.1%	1人につき 24,800円	1世帯につき 18,400円
+	+	+	+
後期高齢者支援金等課税額 (課税限度額19万円)	課税標準額 ×3.0%	1人につき 9,500円	1世帯につき 6,900円
+	+	+	+
介護納付金課税額 (課税限度額16万円)	課税標準額 ×2.3%	1人につき 8,700円	1世帯につき 4,900円

※課税標準額…個人ごとに、総所得金額から基礎控除額(33万円)を差し引いた金額が国保の課税標準額です。

※平成28年度の税率等は2ページに記載のとおりとなります。また、課税限度額は基礎課税額が52万円から54万円に、後期高齢者支援金等課税額が17万円から19万円に変更になりました。

減額制度

前年中の所得が一定以下の世帯については、税負担を軽くするため均等割額と平等割額が次の割合で軽減されます。

減額判定の対象となる所得	軽減率
世帯主の所得	①33万円以下 → 7割減額
被保険者の所得	②33万円+ { 26万5千円 × (被保険者数 + 後期高齢者医療制度への移行者数) } 以下 → 5割減額
後期高齢者医療制度に移行したかたの所得	③33万円+ { 48万円 × (被保険者数 + 後期高齢者医療制度への移行者数) } 以下 → 2割減額

※平成28年度より、5割減額及び2割減額の対象者が拡大されました。

②の5割減額については、26万円から26万5千円に、③の2割減額については、47万円から48万円に変更になりました。

※上記の減額制度については自動的に適用されますので、申請の必要はありません。

(5) 国保税の納付について

国民健康保険は、病気やけがなどの際の保険給付を、加入者それぞれが負担する国保税によって行う、支え合いの制度です。国保税は国保事業の大切な財源ですので、必ず納期限内に納付してください。納め忘れがなく、金融機関などで納付する手間が省けて大変便利な口座振替をお勧めします。

納税相談について

理由なく納付いただけない場合、給与等の差し押さえなどの滞納処分を受けることがあります。やむを得ない理由により納付が困難な場合は、徴収の猶予・分割納付の制度がありますので、収納課までお早めにご相談ください。また、水害や台風などの天災、生活困窮、その他特別の事情があって納付できない場合は、申請により国保税の全部または一部が免除される場合がありますので、国民健康保険課賦課係までご相談ください。

国保税を滞納すると

納期限を過ぎると、まず督促状が届きます。督促状にかかる税金等を完納しない場合には、差し押さえ等の滞納処分を受けることもあります。また、保険証の更新時に、通常より有効期限の短い「短期保険証」が交付され、有効期限が切れる度に更新・納税相談を実施することになります。特別な事情もなく納期限から1年以上滞納した場合、いったん保険証を返還していただき、代わりに「資格証明書」を交付します。これは、国保の資格を証明するだけのもので、医療機関にかかる際には医療費がいったん全額自己負担となります。納期限から1年6か月を経過すると、国保の給付が全部または一部差し止められます。更に滞納が続くと、差し止めた保険給付額を滞納保険税に充てることとなります。

国保税の計算、減額についてのお問い合わせは 国民健康保険課 賦課係 (☎095-829-1226) まで
納税相談については 収納課 (☎095-829-1130) まで

限度額適用認定証について

●現在、限度額適用認定証をお持ちでないかた

外来受診者	事前手続き	病院・薬局へ
70歳未満のかた 70歳以上非課税世帯のかた ※下の表区分、低所得I・低所得IIのかた	国保課・行政センター、支所に保険証を持参して限度額適用認定証の申請をしてください。	限度額適用認定証を保険証等と一緒に窓口にて提示してください
70歳以上の課税世帯のかた ※下の表区分、一定以上所得者及び一般のかた	必要ありません	保険証を窓口にて提示してください

※非課税世帯とは、世帯主と被保険者全員が非課税である世帯のことです。

- 一か所の病院・薬局等で高額になる場合です。
- 複数の病院で高額療養費の合算対象になる場合は、併せて使用することは出来ませんので、高額療養費の申請が必要です。
※申請の際には必ず領収書をお持ちください。
- 現在限度額適用認定証をお持ちのかたは、そのまま使用できます。
- 限度額適用認定証の有効期限は毎年7月31日です。8月以降も必要なかたは、8月になってから、再度窓口で申請してください。
(7月中は8月以降の限度額適用認定証は発行できません)

～平成28年4月から入院時食事療養費が下記の表のとおり変更になります～

自己負担限度額（月額）

証の表示	区分	所得要件	自己負担限度額（月額）		標準負担額	
			3回目まで	4回目以降	（食事）1食あたり ～H28.3月診療 H28.4月診療～	
70歳未満のかた	住民税課税世帯	ア (年間所得901万円を超える世帯)	252,600円 (医療費が842,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算)	140,100円	260円	360円(*)
		イ (年間所得600万円超～901万円以下の世帯)	167,400円 (医療費が558,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算)	93,000円		
		ウ (年間所得210万円超～600万円以下の世帯)	80,100円 (医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算)	44,400円		
		エ (年間所得210万円以下の世帯)	57,600円	44,400円		
	オ 住民税非課税世帯	35,400円	24,600円	210円 (160円)		

※過去12か月の間に、高額療養費の支給を4回以上受けた場合は、4回目以降の自己負担限度額になります。

※標準負担額の()内の金額は、入院日数が90日を超える場合です。

自己負担限度額（月額）

区分	高額療養費		標準負担額		
	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	（食事）1食あたり ～H28.3月診療 H28.4月診療～		
70歳以上のかた	現役並み所得者 (負担割合3割)	44,400円 (22,200円)	80,100円(40,050円) (医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算) 過去12か月間に外来+入院(世帯単位)の自己負担限度額を超える支給が4回以上あったときは、 4回目以降44,400円(22,200円)	260円	360円(*)
	一般	12,000円 (6,000円)	44,400円(22,200円)		
	低所得II	8,000円 (4,000円)	24,600円(12,300円)	210円 (160円)	
	低所得I	8,000円 (4,000円)	15,000円(7,500円)	100円	

※()内の金額は75歳到達月での限度額となります。ただし、月の初日生まれのかたは除きます。

※標準負担額の()内の金額は、入院日数が90日を超える場合です。

(*) 指定難病のかた、小児慢性特定疾病のかた、平成28年4月1日において、すでに1年を超えて精神病棟に入院しているかたの負担額は260円のままです。合併症等により転退院した場合、同日内に再入院するかたについても負担額は260円のままです。

保険証・限度額適用認定証についてのお問い合わせは 国民健康保険課 給付係 ☎095-829-1136) まで